

～胎内市米粉用米生産農家物価高騰対策支援事業のご案内～

【R7補正】

稲作農家が生産経費の高騰によって経営継続に苦慮していることに鑑み、経費高騰分を販売価格に転換が困難な米粉用米の生産者に対し、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し支援を行います。

補助金の額

- 令和8年産の米粉用米の作付面積に対して10aあたり10,000円を助成します。

補助対象者

以下の全てを満たす農業経営体

- 個人、法人又は集落営農組織の農業経営体
- 令和8年度の営農計画書を胎内市農業再生協議会に提出していること
- 米粉用米を販売又は出荷目的で作付けしていること

必要書類及び申請期限

- 国の新規需要米の受付の締切後（8月20日以降）に、米粉用米契約者に別途通知します。

その他

- 米粉用米の出荷を確認してからの振り込みとなりますので、10月以降を予定しています。

問い合わせ先

〒959-2693 胎内市新和町2番10号 ☎0254-43-6111（内線1249、1273）
胎内市役所 農林水産課 農業企画係（2階5番の窓口）
HP：<https://city.tainai.niigata.jp/sangyo/nogyo/2022suitoeinkeizokushien.html>